

わかやま技術支援人材バンク設置要領

(目的)

第1 この要領は、わかやま技術支援人材バンク設置要綱（平成25年7月12日施行。以下「要綱」という。）第12条の規定に基づき、実施に関し必要な事項を定める。

(登録)

第2 要綱第4条に基づいて登録を行おうとする者は、別記第1号様式による人材バンク登録申込書（新規）を知事に提出しなければならない。

2 知事は、前項の登録申込書（新規）を受理したときは、別記第2号様式によりわかやま技術支援人材バンク登録証を交付するものとする。

(登録の変更)

第3 要綱第6条により登録の変更を行おうとする者は、別記第3号様式により人材バンク登録申込書（変更）を知事に提出しなければならない。

(登録の更新、取消)

第4 要綱第7条により登録の更新又は取消を行おうとする者は、別記第3号様式により人材バンク登録申込書（更新、取消）を知事に提出しなければならない。

2 知事は、次の各号の一に該当するときは、登録を取消することができる。

(1) 登録者から登録取消の申込があったとき。

(2) 登録者との連絡が3か月以上取れないとき。

(紹介手続)

第5 要綱第10条第1項により登録者の紹介を受けようとする地方公共団体は、別記第4号様式により人材バンク登録者紹介申請書を知事に提出しなければならない。

2 知事は、要綱第10条第2項による登録者を紹介するときは、事前に登録者の意向を確認した上で、原則として別記第5号様式により紹介するものとする。

3 要綱第10条第3項により登録者との間で支援が整った地方公共団体は、別記第6号様式により人材バンク登録者支援決定報告書を知事に提出しなければならない。また、支援内容に変更があったとき又は支援が終了したときについても、別記第6号様式により人材バンク登録者支援決定報告書（変更・終了）を知事に提出しなければならない。

(登録情報の管理、公開)

第6 要綱第2条第1号の登録者情報の管理及び登録者の紹介については、和歌山県個人情報保護条例（平成14年和歌山県条例第66号）に基づいて取扱うものとし、人材バンクから支援を受けることができる団体からの問合せ以外には公開しない。

(事務局)

第7 人材バンクの事務局は、県土整備部県土整備政策局検査・技術支援課に置く。

(その他)

第8 この要領に定めるもののほか、この要領の実施に必要なことは別に定める。

附 則

この要領は、平成25年7月12日から施行する。

附 則

この要領は、平成28年8月18日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年12月1日から施行する。